

令和7年度 香芝市福祉活動支援補助金（子育て環境整備分）
【申請要領】

香芝市では、子育て世帯の方が子育てしやすいまちづくりを目指しています。
法人・事業者等が行う子育て世帯の利用に配慮した環境整備に必要な費用について、
予算の範囲内で下記の通り補助金を交付いたします。

【補助対象経費等】

補助対象経費	経費の概要	補助限度額
① 物品購入費	授乳スペースやおむつ交換スペース、キッズスペースの整備に必要な物品の購入に係る経費 (例) ・おむつ交換台 ・ベビーベッド ・パーテーション ・授乳用カーテン ・授乳用チェア ・電気ポット ・クッションマット ・子ども用椅子 など	100,000円
② 工事施工費	授乳スペースやおむつ交換スペース、キッズスペースの設置または改修を行うための工事の施工に係る経費 (例) クーラーの設置 など	200,000円

【補助対象者】

活動の拠点が市内にある以下の法人等が対象となります

- ・ 社会福祉法人

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 地域において継続的に社会福祉活動を実施している市民団体
- ・ 市内で飲食、物販、医療等不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行うもの
- ・ 自治会

※暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは補助金交付の対象にはなりません。

【注意事項】

補助金の交付を受けるにあたっては以下の条件を満たす必要があります。

- ・ 申請時において事業に着手（作成の依頼や、物品の発注、工事請負契約の締結など）していないこと。
- ・ 申請年度の末日までに事業が完了すること。
- ・ 同一法人・事業者の申請は、同一年度内1回を限度とします。
（※予算の都合上、初めて申請される法人・事業者を優先させていただく場合があります。）
- ・ 工事施工費は1事業所につき、金額に関わらず1度のみ申請可（上限20万円）
物品購入費は隔年での申請は可（上限10万円）
（例：令和6年度に補助金を活用→令和7年度は申請不可→令和8年度は申請可）
- ・ 国や都道府県、他の自治体等から補助等を受けていないこと。

【提出方法】

原則持参してください。（※請求書の提出は郵送でも可能です。）

【申請先】

香芝市 子ども家庭部 児童福祉課
〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1
電 話 0745-79-7522
FAX 0745-79-7532
メール kosodates@city.kashiba.lg.jp

【補助金交付までの流れ】

- 1 申請書（第3号様式第5条関係）、事業計画書（第2号様式第3条関係）及び収支予算書（第3号様式第3条関係）に必要な書類等を添えて児童福祉課窓口へ提出してください。

	添付書類
物品の購入	①カタログ等（写） ②見積書（写）等
工事の施工	①工事計画書（第2号様式） ②工事見積書（写）及び工事図面（写）

※物品や工事の施工など交付対象となるか申請前にご相談いただくとスムーズです。

- 2 補助金の交付が決定になりましたら、決定通知書を送付（申請から2週間程度）いたします。
- 3 決定通知書が届きましたら、事業に着手してください。
- 4 事業が完了しましたら、事業完了後30日以内に補助事業等実績報告書（第6号様式第8条関係）及び収支決算書（規則第7号様式第8条関係）に必要な書類を添えて提出してください。

	添付書類
物品の購入	①納品書（写） ②領収書（写） ③設置状況等を示すカラー写真 ④補助金決定の指令書（写）
工事の施工	①工事契約書（写）、工事内訳書（写） ②領収書（写） ③設置状況等を示すカラー写真 ④補助金決定の指令書（写）

- 5 実績報告を確認・審査後、市から補助金等交付金額確定通知書を送付（報告書の提出から2週間程度）します。
- 6 確定通知書が届きましたら、速やかに補助金等交付請求書（規則第9号様式第9条関係）により補助金の請求をしてください。（※請求書は郵送による提出でも可能です。）
- 7 補助金等交付請求書の提出後、市より所定の口座に補助金を振り込みます。

【その他】

子育て世帯の利用に配慮した環境整備の事例等について、市から協力を求める場合があります。